

令和7年度（第28回）善通寺市子ども・子育て支援会議 議事録

1 日 時 令和8年1月22日（木）15時30分～16時45分

2 場 所 善通寺市役所4階 403会議室

3 出席者 委員10名
欠席4名

4 会議の概要

1. 保健福祉部部長挨拶

2. 議事

- (1) 会長・副会長の選任について
- (2) 乳児等通園支援事業に係る公立保育所における体制について
- (3) 乳児等通園支援事業における代用計画について
- (4) その他

5 資料

- ・【資料1】乳児等通園支援事業について
- ・【資料1—2】公立保育所における受け入れ時間の設定について
- ・【資料2】乳児等通園支援事業における代用計画について
- ・【資料3】第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画代用計画案（確保量）
- ・【資料4】乳児等通園支援事業の量の見込み・提供体制の確保方策案
- ・【資料5】第3期善通寺市子ども・子育て支援事業計画代用計画案（満3歳児受入）

6 会議録

1. 保健福祉部部長挨拶

皆さん、こんにちは、保健福祉部の山西と申します。

会議に先立ちまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、善通寺市 子ども・子育て支援会議にご出席いただきありがとうございます。ございます。

また、日頃より本市の児童福祉・母子保健行政につきまして、ご理解・ご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。

さて我が国の出生者数は、残念なことに年々減少傾向にあり、少子化問題の影響は、様々な分野に波及、影響を及ぼしており、少子化対策に真剣に向き合わなくてはならない状況となっております。

その一方、保育所の待機児童問題も依然として深刻な状況にあります。本市においても、出生者数は減少しているにも関わらず、共働き世帯の増加や、多様な働き方への対応など、

保育ニーズは高まり続けており、保育の受け皿確保が急務となっております。

このような状況の中で、国において新たな施策「乳児等通園支援事業」いわゆる「こども誰でも通園制度」が本年4月より実施されることとなりました。

この制度は、保護者の就労の有無に関わらず、全ての子どもたちに保育の機会を提供し、家庭では得られない様々な経験をとおして、子どもたちの育ちを応援するというものです。本日の会議では、この「こども誰でも通園制度」の開始に関連する内容等につきまして、委員の皆様方に、ご審議いただき、忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。

本日は、よろしくお願いいたします。

2. 議事

(1) 会長・副会長の選任について

〔事務局〕 それでは議事に移ります。まず議事1、任期満了に伴います、会長・副会長の選任ですが、善通寺市子ども・子育て支援会議条例第4条第1項の規定により、委員の互選によることとなっております。ご意見がある方おられますでしょうか。

〔委員〕 事務局に一任します。

〔事務局〕 ただいま事務局に一任いただく意見がございましたが、よろしいでしょうか。

〔委員〕 異議なし。

〔事務局〕 それでは事務局といたしましては、会長は野崎委員、副会長は秋山委員にお願いしたいと思うのですが委員の皆様、いかがでしょうか？

〔委員〕 異議なし。

〔事務局〕 それでは皆様のご承認により野崎会長、秋山副会長に決定いたしました。それでは野崎会長様よりご挨拶をお願いいたします。

〔会長〕 善通寺市に限った話ではないが、子どもの数が減少している。一方で、子どもを取り巻く環境は非常に難しくなっている。これから子供をどう守っていくのか、一方で支える環境をどう作るのか、場合によってはまちづくりとすごく関係してくる話になってくるので、善通寺市で子育てをすること、子どものこと、家庭のこと、行政の在り方、そのようなことをこの委員会の中で皆さんの意見をいただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

〔事務局〕 つづきまして、秋山副会長様、ご挨拶をお願いいたします。

[副会長] 私が主任児童員を受けてからもう20数年経つんですが、本当に目に見えて子どもの数や環境やいろいろなものが変わってきています。皆さんと一緒に話し合っ、できることは何だろうということを考え、取り組ませていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

[事務局] ありがとうございました。それでは議事2に移りたいと思います。
以降の進行については野崎会長様よろしくお願いいたします。

- (2) 乳児等通園支援事業に係る公立保育所における体制について資料1
- (3) 乳児等通園支援事業における代用計画について

[会 長] そうしましたら議事に従っていききたいと思います。議事(2) 乳児等通園支援事業に係る公立保育所における体制についてということで進めていききたいと思います。事務局の方から説明をお願いいたします。

[事務局] 本日の議事2と議事3が関連しておりますので、一括して審議いただくことでよろしいでしょうか。

[会 長] それでは、議事(3) 乳児等通園支援事業における代用計画についてとあわせて事務局から説明をお願いします。

[事務局] (資料に沿って説明)

それでは事務局よりご説明いたします。

資料1をお手元にご用意ください。本日の議題(2) 乳児等通園事業に係る公立保育所における体制については、資料1の6Pになりますが、そこをご審議いただくために、まず初めに、こども誰でも通園制度の概要をご説明させていただきます。資料1の1Pをお開きください。

まず、制度創設の背景についてです。国は、全ての子どもの育ちを応援し、全ての子育て世帯に対して、保護者の働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度を創設しました。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が日本全国の自治体において実施されることとなっております。

次に対象者についてです。下の図をご覧ください。まず、ブルーの箇所は、保育所、認定こども園等、原則、保護者の就労要件があります。緑色の箇所、幼稚園は保護者の就労要件がありませんが、早くて満3歳から、市内公立では3歳児からの利用です。こども誰でも通園制度は、赤の波線囲みの部分、保護者の就労

要件は問わず、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満のこどもが対象で、市内では約200名弱が対象児です。

次に本制度の意義です。こどもの成長の観点からは、家族以外の人と関わる機会が得られる、同じ年頃のこども同士が触れ合うことで、家庭では得られない経験が得られるという点があげられます。

次に、保護者の観点からは、孤立感、不安感の解消であるとか、月に一定時間でもこどもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減にもつながります。

次に、保育者の観点からは、これまで接する機会がなかったこどもや保護者に対して、保育者としての専門性を発揮できるという点があげられます。

次に2ページをご覧ください。

本制度と一時預かり事業との違いについてです。一時預かり事業は、保護者の立場からの必要性に対応するものです。具体的には、保護者の通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど、一時的に保育を必要とするこどもに対し行われるものです。

一方、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいたるだけでは得られない様々な経験を通じてこどもが成長していくよう、こどもの育ちを応援するものです。このように、保護者のために行うのが一時預かり事業、こどものために行うのがこども誰でも通園制度となっております。

次に実施施設についてです。保育所のほか、こちらに記載している施設が該当いたします。

次に、利用料（保護者負担）についてです。実施する各施設において設定することとなっております。国は、標準的な保護者負担、いわゆる利用料を1時間当たり300円としております。次に、利用可能時間です。国においては、こども一人当たり月10時間を上限としていますが、令和9年度までは3時間から10時間の範囲内で各市町の実情に応じて上限を設定できる経過措置が設けられています。本市では待機児童こそ発生していませんが、保護者が希望する保育所に入れない入所保留児童が一定数おりますことから、令和8年度は月3時間、9年度は月4時間を上限といたします。こちらについては、去る12月議会において「善通寺市乳児等通園支援の利用可能時間に関する経過措置を定める条例」が可決されております。

次に、給付費単価（公定価格）についてです。

こども一人1時間当たり0歳児1,700円、1・2歳児1,400円が基本単価です。これに加え、障害児加算ほか全8つの各種加算があります。

3ページをご覧ください。

実施方法です。大きく分けて、余裕活用型と一般型の二つの方法があります。余裕活用型は、保育所等における空き定員の枠を利用して受け入れを行うもので

す。既存の利用定員内で行うことから専任職員は要さず、既存の職員配置で対応するものです。一般型とは、保育所等における利用定員とは別に本制度用の定員を設定し、専任職員を配置して児童の受け入れを行うものです。一般型にはイラストの中央に当たりますが、専用スペースを設けず、既存の保育室等において在園時合同で保育する方法と、既存の保育施設等とは別に専用スペースを設けて実施する専用室独立の二つの方法があります。

次に設備基準と職員配置についてです。記載のとおり、年齢に応じた面積要件、職員配置の要件があります。また、一般型では、一事業所につき専従職員を2人は配置することとなっております。ただし、一般型において、保育所等と一体的に運営し、保育所等の保育従事者による支援を受けられる場合は、専従職員を1人とすることができます。

4 ページをご覧ください。

利用方法についてです。利用施設や曜日、時間を固定し定期的に利用する定期利用と、それらを固定せずに柔軟に利用する柔軟利用の二つがあり、それらを組み合わせることもできます。

次に利用者の決定についてですが、市による利用調整は不要で、事業を実施する各施設において利用可能枠の範囲内で受け入れることとなっております。

次にその他です。事業を実施するに当たっては、市の認可が必要となっております。認可手続きの流れとしましては、事業者から認可申請を受け、子ども・子育て支援会議への意見聴取を行った上で、認可し、開所という流れになります。

事業全体の流れは、次をご覧ください。この図の中に、①番から⑪番まで矢印で示しております。まず、①番、事業の実施を希望する保育所等施設が市に認可・確認申請をします。その後、②番、市が子ども・子育て支援会議で、認可について意見聴取をします。その後、③番、市が保育所等に認可・確認をし、④番、市が利用者に対し、実施施設を含めた制度の周知をします。利用者は、まず、⑤番、住所地の市に認定申請をしまして、⑥番、市が利用者に認定通知します。ここからは利用者と保育所等とのやり取りになりますが、⑦番、事前登録、事前面談、利用申込をし、⑧番、実際に利用ということになります。なお、本制度は広域利用が可能でして、善通寺市民が他市の施設を利用することも可能です。例えば、里帰り中の市外住民が本市の施設を利用することもできます。⑨番、利用料は直接、保育所等実施施設に支払います。その後⑩番、保育所等が市に給付請求をし、⑪番、市から実施施設に前ページでご説明した給付費を給付する、という一連の流れになっています。

次に5 ページをご覧ください。

次に利用の流れです。利用者の認定から給付費の請求までを全て、国が運用する「こども誰でも通園制度総合支援システム」を使用することになります。ま

ず、利用者が市へ利用申請を行い→市が審査、利用認定します。市は、認定書、利用者登録するためのアカウントを発行します。

→利用者はこどもの情報を登録します。

→中段のブルーの箇所、事業者はまず面談実施可能枠を登録しておきます。

→上段のオレンジの箇所、利用者は事業所を検索し、利用したい施設が見つければ、面談の予約をし、実施施設と面談日の日程調整をします。面談日当日、実施施設現地で親子面談を行います。次回利用日もここで日程調整し、事業者が予約可能枠をシステムに登録、利用者が予約をします。

→登園日当日を迎えます。事業者が二次元コードを提示し、利用者は自分のスマホやタブレットから二次元コードを読み取り、開始時刻を打刻します。降園時も同様に終了時刻を打刻します。

→利用者は事業者の利用料金を支払います。

→事業者は、利用実績に応じて市に給付費の請求をし、市は実績を確認、事業所に給付費を支払います。市は、これらの利用状況をシステム内で把握することができます。以上が利用の流れです。ここまでの、公立・私立問わず、こども誰でも通園制度全般の概要です。

次に6ページをご覧ください。

このページが本日の議題（2）「公立保育所における体制について」になります。公立は、竜川保育所と善通寺保育所の2つございますが、令和8年度において竜川保育所で余裕活用型で実施したいと考えています。受入時間・曜日・食事の提供等ですが、受け入れは、平日の9時から12時までの1回連続3時間枠のみで、給食とおやつを提供することを考えています。

ここで資料1-2をご用意ください。資料1-2では、公立保育所における受け入れ時間を9時～12時に設定した考え方をご説明いたします。令和8年度はこども一人当たり、利用時間の上限が月3時間のため、1回連続3時間の利用が主になると想定されます。そうした時に、3時間の枠をどこに設定するか、ということになりますが、13時から15時までの時間帯は午睡（お昼寝）の時間になりますので、まずはこの時間帯を避けて設定することを考えました。次に、下のグラフをご覧ください。これは、子どもライブラリーにおける、時間帯ごとの利用者数を表わしたグラフです。開館時間の9時から11時までの利用が多いことから、こどもの活動時間帯は、午前中が主であることが分かります。そこで、こども誰でも通園制度の受入時間帯を9時から12時までとし、その時間帯に在園児童に提供しているおやつと昼食も提供することとしたい、というのが事務局案でございます。

再度、資料1の6ページをご覧ください。

続いて、上から3つ目、利用方法です。曜日等を固定する定期利用のほか、柔軟利用も可能とします。利用料金は、国の基準額と同額の、こども1人1時間300円、1回3時間900円とします。なお、生活保護世帯は全額免除、所得等によっては減額します。なお、昼食・おやつ代は実施施設の実情に応じて定めることができる、となっており、現時点の試算では1回350円程度になりそうです。なお、アレルギー対応が必要なこどもについては、自宅から持参していただくことを基本に考えています。

次に、キャンセルポリシーです。キャンセルポリシーは各実施施設において定めることができます。公立で考えるキャンセルポリシーですが、利用日前日の17時までのキャンセル、17時を超えるキャンセル、当日の遅刻・早退の扱いは、表のとおりです。右からの2列目の「利用可能時間（月上限時間）の消費」の意味合いですが、例えば前日17時までのキャンセルの場合、ひと月3時間分の利用権利を失わずに、同じ月に再度、別日で3時間利用できるという意味です。例えば、次の行の前日17時以降のキャンセルの場合は、利用料は発生しませんが、ひと月3時間の利用があったものとみなし、その月の利用はできないという意味です。なお、その場合も、翌月に繰り越すことはできません。翌月繰り越しができないというのは、市によるものでなく本制度事態が翌月繰り越し不可となっています。次の行、当日の遅刻・早退、例えば、体調不良等で10時に降園、1時間しか利用しなかったとすれば、利用時間の1時間300円のみいただき、その月の利用可能時間は残り2時間となります。昼食・おやつは既に用意しているので、食べていない場合でも料金をいただきます。

次に、初回面談についてです。利用日までに親子面談を行い、預かりを行う上で配慮が必要な事項を聞き取り、実施事業者内で共有します。

次に、親子通園です。これは、こどもに親が付き添い参観するものですが、必要と判断される場合のみ対応し、原則親子通園は行わない方針です。

次に、特別な支援が必要な児童の受け入れについてですが、基本的に受け入れることとし、加配や特別な設備が必要となる場合は、保育所の状況により判断することといたします。ここまでが、公立保育所における体制（案）です。

最後、7ページをご覧ください。

令和8年4月事業開始までのスケジュールです。先月12月下旬に、本事業に係る条例と、この後の認可・確認に係る規則を制定いたしました。今月、1月上旬に、市内所長・園長会で事業者募集について説明を行いました。先週13日から公募を開始しております。事業実施の意向がある事業者については、明日23日までにエントリーしていただくことになっています。現時点で、民間のエントリーは1園ですが、あと2園の参加が見込まれています。エントリーいただいた事業所から順に、今月末を目途に事前協議を行います。本日、本会議にて意見聴取しました後、2月中旬を目途に応募申込書類を提出いただき、諸条件を審査い

たします。2月下旬に事業所より認可・確認申請を受け付けた後、3月上旬に子ども・子育て支援会議の意見聴取を予定しています。事務局の都合で、誠に恐縮ではございますが、3月議会の日程と重複することが考えられることから、次回3月上旬の開催については、書面開催とさせていただくことをお許しいただければと思います。意見聴取後、事業者に対し、認可・確認を行い、総合支援システムの登録等手続きをすすめてまいります。

この後の議題（3）でご説明します代用計画について、県と協議を行い、代用計画を策定します。次に、資料に3月下旬に子ども・子育て支援会議としておりますが、こちらは3月25日（水）16時から市役所4階、本日の隣の401・402会議室で開催いたしますので、年度末のお忙しいところ恐れ入りますがご参加くださいますようお願いいたします。そこでは毎年度末に実施しています、子ども・子育て支援事業等の実績報告等を議題としてご審議いただきます。最後、本事業の利用料等に関して条例と規則の制定を行います。こちらについては、新規に条例、規則を制定する、もしくは、現行の保育所条例、規則を一部改正するかのいずれかで対応します。これら一連の手続きを経て、4月からの事業開始となります。議題（1）の説明は以上となります。

続けて、議事が関連しておりますので議題（2）「乳児等通園支援事業における代用計画について」ご説明いたします。

お手元に資料2～資料5をご用意ください。

昨年度、皆さまにご審議いただき策定しました、こちらの冊子「第三期善通寺市子ども・子育て支援事業計画」でございますが、この度、こども誰でも通園制度が始まることを受けまして、国より本事業の「量の見込み算出の考え方」の改定通知がありました。改定の概要は、資料2の四角囲みの中をご覧ください。改定になりましたのは、①と②の2つです。まず、①基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保内容及びその実施時期を位置付けること、とあります。これについては、現計画にて策定済みですが、月の利用可能時間の上限を変更したため見直しが必要です。②は、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項」を位置付けること、とされています。これは、どういうことかと申しますと、その下※1をご覧ください。こども誰でも通園制度は、0歳6ヶ月から満3歳未満を対象にした制度のため、利用者が満3歳以降に保育施設等の利用を希望した場合に、スムーズに移行できるよう施設、事業者間で連携・接続を推進し、利用者へ情報を周知するということを指しています。

矢印の下をご覧ください。今回の市の取り扱いとしては、国の通知において、子ども・子育て支援事業計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合には、「代用計画」によることが可能とされています。国において、参考様式が示されていることから、今からご説明する資料3と資料5の代用計画2本

を策定したいと思います。

それではまず、資料3をご覧ください。こちらは、令和8年度の利用上限を月3時間、9年度を4時間、10年度以降を10時間として、利用需要と提供体制の見直しを行った計画（案）です。左の列、上から就学前児童数、次に対象児童数、これは、0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児です。その下、利用率、利用者数、必要受入時間数と続きますが、この計画で最も重要になりますのは、一番下の必要定員数です。公立私立関係なく、市全域として、年齢別に何人の定員を計画しておくか、またその受け皿はあるのかというところです。これを導き出すための、国基準の算出方法がございますので、資料4を使ってご説明いたします。

資料3と資料4を並べてお聞きください。資料4の左側、まず量の見込みの算出方法です。四角の1番、必要受入れ時間数の算出方法です。国基準では、対象年齢の未就園児に月一定時間10時間を掛けて算出しますが、市独自に算出することも可能、利用割合を乗じることが可能とされていますので、赤字の計算式としたいと思います。月一定時間はR8年度を月上限の3時間、9年度を4時間、10年度～を10時間で計算し、利用率は本事業を先行実施している市町の利用実績を参考に、0・1歳児を40%、2歳児を20%として計算する案です。

次に、四角の2番、必要定員数の算出方法です。国基準では、先ほど導き出した必要受け入れ時間を受け入れ可能時間数で割って算出します。こちらも、同様に市独自に算出が可能とされていますので、定員一人月当たりの受入可能時間数を一日3時間の一月22日と考え、月66時間としたいと思います。この算出方法で導き出した必要定員数が、資料3の一番下、必要定員数の見込み・計画数です。例えば、8年度であれば、0・1歳児は市全域で2人ずつ、2歳児は1人となります。上限時間が10時間となる令和10年度以降では、0・1歳児各4名、2歳児2名となります。ブルーで着色している確保数については、現在事業実施者を公募中ですので、締切後、精査いたしまして、次回の3月上旬を予定している子ども・子育て支援会議の書面開催時にご提示する予定です。本日は、ブルーの着色箇所を除いたところでご審議いただければと思います。

最後に、資料5をご覧ください。

こちらが、資料2の②でご説明しました満3歳以降の接続の件です。先ほどご説明しましたとおり、本事業の利用終了は満3歳までであることから、利用児童の満3歳到達後、地域の教育・保育施設と連携し、利用終了後の受入れ枠の確保に努めること、また、希望に応じて満3歳到達後における私立幼稚園、認定こども園の満3歳児クラスの利用について情報提供を行い円滑な利用ができるよう支援することを記載し、代用計画としたいと思います。以上、つたない説明でござ

いましたが、事務局からの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

[会 長] ありがとうございます。公立保育所における体制のところと、代用計画のところについて説明がありまして、実際には今、事業者を募集をしてる。事業者の方の募集が出てきた段階で、今の量の見込みなどが国が示している計算式に基づいて出てくるというお話でした。

それと、誰でも通園制度の受け入れの時間を来年度は3時間とするところで、午前中の時間帯の3時間、ということでの提案であるということでした。

まだ事業者を募集してる段階ですが、各委員の皆さんの方から気づいたこととか、もう少し聞きたいこととかありましたらご発言いただきましたのですがいかがでしょうか？

まず、果たしてできるのかどうか。全国的に保育士が足りないとか、そういう話も先行している全国的な動きの中であって実際、善通寺市で実施するとなったときに、現場として保育士不足も含め、できるのかどうかという話が過去にあったと記憶している。

今回は実際に実施するという事なので、各委員からもできそうなのかとか、市が考えている計画で、現場として回していけるものなのか、何とか頑張ってやっけていくんだっていう状況なのかとか、ご意見いただければと思います。

[委 員] 公立では竜川保育所が令和8年度から開始ということで、保育士の数も確保しつつ、クラス編成も考えつつ、受け入れができるようにやっていかなければならないのだろうと感じる。

それまでにシステムの準備とか、令和7年度中にやらなければならないことがたくさんあるのだろうとは思ふ。子どもたちが家庭では経験できない体験をするために預かるという趣旨の事業なので、令和8年度、3時間の利用でどれだけその経験ができるのかは不透明なところはある。令和10年度以降、月10時間の利用で実施していけば、そういった経験もしやすくなるのではないかと感じる。

また、満3歳になったときには、誰でも通園制度の対象外となった子どもをスムーズに受け入れができるように先々のことも考えながら取り組んでいく必要があると感じる。

[会 長] おそらく、1年目は他の人の評判を見てるのか、試しに利用してみて、これ使えそうっていうふうになるのかどうかっていうところが不透明ではある。上半期ぐらいの実績によっては、今ライブラリに流れてる人たちが、誰でも通園制度に流れてくる可能性があり得るかなと感じた。

利用料は1時間300円ということだが、これならちょっと使ってみようという方は出てくるのではないかと想像しますが、委員の皆さんはどう感じますか。

〔委員〕誰でも通園制度の対象児が200名いるということで、実際に対象となる家庭にどのような周知、説明をするのか。紙媒体だけなのか、どのような方法をとられるのか。

〔事務局〕個別に対象者に手紙を送るところまでは予定していない。
市のホームページや広報に掲載を予定している。
ただ、市広報に掲載するときにはまだ事業所の認可が完了していない見込みなので、QRコードを掲載し、リンク先の情報を順次更新していく予定。
その他、子育て応援アプリの「むぎゅっと」を令和5年8月にリニューアルしており、未就学児のいる世帯を中心に現在400名を超える登録をいただいているので、そのアプリを使って周知することを考えている。

〔委員〕誰でも通園制度の対象者となる層は子育て支援拠点事業の方に来ている。子育て支援拠点のスタッフが誰でも通園制度について質問されると思う。なので、各拠点の従事者にはちゃんと説明ができるようにしたほうが良いのではないかと思う。もしくは何かマニュアルみたいなものがあつた方が説明もしやすいので、そういったものを拠点に置いて、拠点の従事者が説明ができるようにしておくことは必要ではないかと思う。

〔会長〕利用者が一番気になるのは利用時間の取り扱いと利用料金、予約の仕方といったところだと思う。その説明するときに、全体の説明資料とは別に、簡易版のような、要点をまとめたものがあれば分かりやすいのではないかと思う。
特に説明資料などが複雑だともう面倒くさいとなって、なかなか利用に繋がりにくくなることが予想される。特に制度開始1年目ということもあり、丁寧にやっていた方が事業者の方も、利用者の方も行き違いが起きたりとか、トラブルになるようなことが抑えられるのではないか。

〔委員〕例えば、子ども食堂であったり、パントリーであったり、そういった場で対象となる方に説明ができるということも考えられる。

〔会長〕あと、ファミリーサポート事業が稼働してるので、そこのスタッフにも問い合わせがあると思う。
誰でも通園制度の対象となる家庭が利用するその他の事業、サービスの中できちんと説明ができるようにしておくのは必要だと思う。

〔委員〕広報周知の方法として、SNSも効果的だと思う。
子育て世帯以外の方でもSNSをみて、近所の人や、親戚など自身の周りの対象とな

る世帯に周知してもらえれば、情報が広がるということもあり得る。

〔会 長〕利用者目線で、こうすれば保護者が使いやすいなど意見はありますか。

〔委 員〕予約の際、利用者の数によっては予約したいのにできないといったことがあるのか。どういう基準で利用できるのかということは気になる点である。

〔事務局〕需要と供給のところでいえば、このぐらいのニーズがあるだろうということを計画し、それと同数かそれ以上の受け皿を確保したい。

〔会 長〕総合支援システムの中で全て完結するという説明であったと思うが、要は予約する方も、システムにログインして、画面上に入力して予約をしていくということか。

〔事務局〕利用イメージとして、まずは面談予約を行い、面談後、システム上で予約ができるようになるという流れになる。

〔会 長〕市内にA・B・Cの事業所があるとして、例えばAの事業所と面談しているとする。そうすると、Aのところを予約する。Aの枠の中で予約するということか。

〔事務局〕そのような取り扱いとなる。

〔会 長〕AとBの事業所を利用するということもあり得るのか。

〔事務局〕利用の仕方としてあり得る。

〔委 員〕資料には1時間だけの利用はできないとあるが？

〔事務局〕竜川保育所での実施にあたっての取り扱いとなる。ほかの事業所で1時間の利用も可能とする受け入れをするのであれば、そのように利用時間を決めてよい。

〔委 員〕システムの使い方について、スクリーンショットなどで操作手順が示されるなど、そういったものが無いとシステム操作を理解するのが難しいかもしれない。

〔会 長〕こういう画面が出たらここで予約できますみたいに利用者が確認できるようになると分かりやすいと思う。

今回の議事について、制度の話と、あと代用計画の方も実際に3歳以降に利用ができるような体制について事業の中で周知していくようにというようなことが記載されている。今回は、策定した計画書を修正するのではなく、その計画の記載

はそのままに、代用計画のところで対応するということであった。

この辺は委員の方もご了解いただけるのではないかと思います。他は意見はありますか。一旦、いろいろ意見が出てきましたので、今回の議事の公立保育所における体制と代用計画については、了解いただくということによろしいでしょうか？

〔委員〕異議なし。

〔会長〕ありがとうございます。

その他、事務局からなにかありますか。

(4) その他

〔事務局〕公立こども園の整備方針について、これまでの経緯と現在の状況をお知らせしておきたいと思います。

昨年8月、善通寺市学校等再編整備検討委員会において「公立こども園については最終的に2園設置する」という結論に至り、そして2園のうち1園目は、竜川小学校東側の市有地に170人～180人を受け入れられる規模のこども園を作り、2園目の場所と規模については、今後の小・中学校の再編整備についての議論の中で考えていく、という旨の中間報告がありました。

この中間報告を受け、市は昨年12月、「善通寺市立こども園の整備に関する基本方針」を作成し、市議会12月定例会において、基本計画、基本設計、実施設計を一括して行う予算について、認めていただいたところです。

今後のスケジュールについては、令和8年度・令和9年度に基本計画・基本設計・実施設計の策定に取り掛かります。その後、完成した実施設計を基に国との交付金の協議を行い、内示をいただけましたら、令和10年度には工事業者の選定を行い、令和10年7月頃から建設工事に取り掛かる予定です。工期は約18か月を見込んでおり、開園は令和12年4月を目指しております。

事務局からは以上です。

〔会長〕議事がすべて終了いたしましたので、事務局へお返しいたします。

〔事務局〕本日は長時間に渡りご審議いただきありがとうございます。

この後の予定ですが、資料1でもご説明しましたとおり、乳児等通園支援事業を実施する事業所の認可に関する審議及び確保量を入れました代用計画の審議を3月上旬に書面開催としたいと思います。時期が参りましたら、委員の皆様へ書類を発送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、その後は子ども・子育て支援事業計画の進捗管理・評価に関する協議につ

いて3月25日(水)16時から4階会議室にて開催いたします。
以上を持ちまして第28回子ども・子育て支援会議を閉会いたします。本日は、
ありがとうございました。

－ 閉会 －